

「学校からのハラスメント一掃を求める請願書」への対応について

2025 年 2 月 28 日

宮城県教育委員会 教育長 佐藤靖彦 殿

宮城県教育委員会 教育委員 各位

〒981-8545 宮城県仙台市青葉区柏木 1-2-45

フォレスト仙台 4F (電話 022-234-0141)

団体名 民主教育をすすめる宮城の会

代表者名 久保 健



学校からのハラスメント一掃を求める請願書

貴職におかれましては、日頃より、私たち「民主教育をすすめる宮城の会」の活動にご理解をいただきありがとうございます。

さて、学校からハラスメントを一掃することについて、市民の立場からお願いいたします。

職場におけるハラスメントについて、厚生労働省が、対策は企業の義務だとしています。私たち「民主教育をすすめる宮城の会」は、子どもが健やかに学び成長していける場としての学校を創造する立場から、学校内におけるハラスメントの根絶を求めます。ハラスメントは教育の場では絶対にあってはならないことであり、県教委は対策をとる義務があると考えます。

ところが、県立高校で、59 歳だった男性教諭からパワハラを受けた女性教諭が 2020 年 10 月、自らの命を絶つという出来事が起こっています。また、一昨年、宮城県高等学校・障害児学校教職員組合の行ったアンケート調査でも、ハラスメントがいたるところで起こっていることの一端が明らかになりました。

本県では、現在、ハラスメントの防止については、一応、規定を設け、その窓口が校内に置かれることになっています。ところが、その窓口には教頭や養護教諭が就く場合が通常となっており、これではまさに形だけのものと言わざるを得ません。秘密が守られないような状況、あるいは窓口の担当そのものがハラスメントの主体である場合もあるなど、先のアンケート調査からは問題点が指摘されています。早急に改めるべきです。そして、相談体制は第三者機関の手を借りる方向へ動くことが求められています。

川崎市では、市のオンブズパーソンにより大規模なハラスメント調査が行われました。オンブズパーソンによると、本来管轄外と言える教職員について、複数の教職員からハラスメントの相談を受けたことをきっかけに、相談窓口が機能しているかどうかなどについて疑問があるとして、悉皆で、ハラスメントに関するアンケートを実施することにしたとのことです。調査の結果、18%がパワハラを経験、セクハラ被害も 4%あったという結果が出ました。オンブズパーソンは相談窓口について、「第三者機関であることが望ましい」とし、相談者が複数の弁護士から選択できる体制を整えるなどの工夫を求める意見表明を行っています(2024 年 5 月 23 日 川崎市オンブズマン発表資料から)。

ハラスメント根絶の課題は、子どもたちの人権教育の課題であるとも考えます。いじめ問題はまさしくハラスメントの問題であり、人権侵害の事象です。子どもの周囲にも押し寄せている「ネットでの誹謗中傷」の事象、外国籍・障害・生活困窮など困難を抱える人たちへの無理解・差別、生命尊重からの逸脱など、人権に関わる事象について、学校の取り組みが求められています。そして何よりも、子どもの権利を尊重する学校であってほしいと願います。こども基本法が制定され、生徒指導提要が改正され、憲法の人

権条項、子どもの権利条約を厳守することが学校教育に求められています。

ハラスメント問題については、県立学校だけの問題ではありません。市町村立学校についても県教委が関わりを持って臨む必要があります。「人権問題に国境はない」というのが国際法でも常識ですが、服務監督権の有無に関係なく、任命権者の県教委が責任を持ってハラスメント問題に臨む必要があると考えます。

子どもたちの人権を守る学校であることも視点に入れながら、以下、お願いいたします。

<請願事項>

- 1 県教委は、学校の中で、ハラスメントが起こらない体制を整備してください。
- 2 ハラスメントについて、職場内の教頭や養護教諭が窓口となっている現在の規定を改め、第三者機関など、教職員の秘密が守られ不利益に遭うことがない相談窓口の設置を行ってください。
- 3 ハラスメントの根絶のためにも、教育活動の全体が、憲法、子どもの権利条約、こども基本法に基づいて行われることを徹底してください。

※ 以上の項目については、市町村立学校の教員に対しても対象とするよう、各地教委にも強く働きかけてください。

本請願を受けた教育庁の対応状況

1について

- ・ハラスメントの防止等に関する要綱を制定していること。
- ・服務指導資料等において、ハラスメント防止に関する内容を取り扱っていること。
- ・新任校長研修や教頭研修では、パワー・ハラスメントをはじめ、ハラスメントに係る留意点等を内容としていること。
- ・教育事務所単位での各種会議においても、ハラスメントに関する議題を盛り込んでいること。

2について

- ・相談担当職員は、各学校の教頭等のほか、教育庁担当課の担当班も指定しており、相談のプライバシーの保護等については要綱で定めていること。
- ・令和 6 年 2 月には「教職員 S O S 相談窓口」を教育委員会内に設置し、ハラスメントの疑いが発生した場合の対応にも取り組んでいること。

3について

- ・各学校において、憲法、児童の権利に関する条約、こども基本法などを踏まえた教育課程に基づき、人権を尊重した教育活動が行われていること。